

## 「南海トラフ地震臨時情報」発令時の対応について

- ◎ 「南海トラフ地震臨時情報」の発表がないまま、突発的に巨大地震が発生することも十分に考慮し、普段より職員・生徒ともに、南海トラフ地震への防災・減災対策を進めています。

### <南海トラフ地震臨時情報について（気象庁HPより）>

#### (1)南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

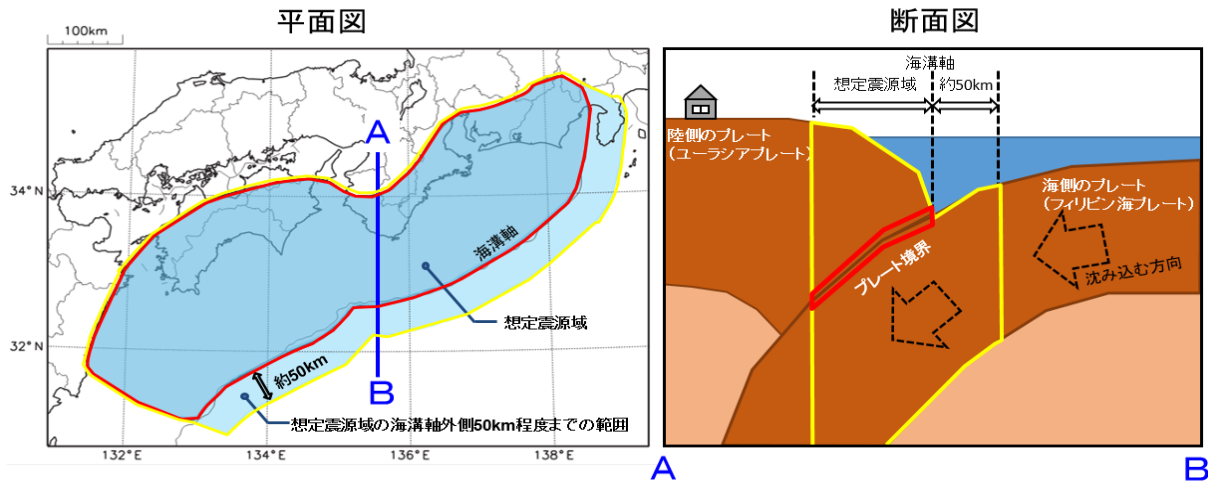
- ・「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

- ・情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6.8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

#### ・南海トラフ地震の発生地帯とその構造



「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の豊川市立学校における授業等の取扱について

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
    - 通常どおりの教育活動を行う。（現行と同様）
    - 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
    - 後に発表される臨時情報（2の(1)から(3)）に備え、情報収集を行う。
  - 2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
    - (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
      - 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。
      - 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
      - 部活動については実施しない。
      - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
      - 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。
      - ★ 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、後発地震が発生した際の児童・生徒の保護の方法等について、各小中学校が作成した防災計画等を参考に、個々の小中学校の状況に応じて事前に検討する。【①】
        - ※後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
          - ・保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
          - ・児童・生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
          - ・施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
          - ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検
          - ・食料・飲料水等の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認
          - ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検
    - (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
      - 通常どおりの教育活動を行う。
      - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
      - 上記2（1）★を同様に行う。
    - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
      - 通常どおりの教育活動を行う。
- ※ 豊川市は、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が想定される「事前避難対象地域」を設定しません。【②】

<(1)から(3)のすべての段階において留意する事項>

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討すること。

【①②】

豊川市危機管理課「南海トラフ地震臨時情報に係る対応マニュアル」より

## <南海トラフ地震臨時情報発令時の本校の対応について>

### ・臨時情報発令を受けて

まず、情報収集及び関係機関等との連絡調整等を的確に実施したうえで、臨時の学級活動により、後発地震への備えを徹底するよう指導します。この際、下記の文例をもって臨時の学級活動で伝達するものとします。

生徒の皆さん、先生方に連絡します。

先ほど、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が大規模な地震と関連するか、現在調査をしています。今のところ、地震が発生するかどうかは、分かっておりませんが、詳しい情報が入り次第お知らせいたします。

只今、東海地震（南海トラフ地震）に関する判定会が招集されたとのニュースが入りました。この判定会は、東海地方の地震観測データに異常が現れ、これが大地震に結びつくかどうかを地震の専門家により判断するものです。

この結論が出るまでには、あと数時間程度かかる見込みです。今のところ地震が発生する恐れがあるかどうかは、わかっておりませんが、詳しい情報が入りしだいお知らせいたします。

### ・臨時情報発令時から発生（又は解除）までの間における対策

★ 警戒宣言及び注意宣言がなされても、必ず南海トラフに関連する巨大地震が発生するというものではありません。そのため、現在の愛知県の方針としては、

**「後発の地震発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。」**

とされています。

そのため、宣言が発令されても、直ちに下校をするものではありません。そのうえで、以下のように対応をします。

- (1) 後発の地震の際に職員・生徒への被害が最小限にとどまるように、授業の内容や形態や場所を配慮します。
- (2) 生徒が登下校中に臨時情報が発令された場合、避難誘導担当の教職員等があらかじめ定められた方法に基づき、校区の見回りを行います。
- (3) 警戒宣言発令時は、火気使用設備器具等の使用を原則として中止します。但し、やむを得ず火気を使用する場合は、防火管理者または自衛消防隊長等の承認を得て必要最小限の使用とし、使用者に監視させ、直ちに消火できる体制を講じます。

### ・地震発生後について

校内にいるとき地震が発生した場合

- (1) 地震発生時は授業を直ちに中断し、まず自身の身の安全を確保し、揺れが収まったところで運動場に避難します。
- (2) 運動場に避難し、全員の安全が確認されたところで、

**「地区別で教師引率のもと、最寄りの避難場所まで下校」**

をします。避難所到着後、帰宅もしくは避難所にて待機します。

この際、以下のような場合は必要な措置をとります。

- ・下校途中でさらに地震が発生した際は、安全な場所に一時退避をします。
- ・下校途中で倒壊等の危険があると判断した場合は、迂回をして下校をします。迂回路も危険であると判断した場合は、一度学校に戻り、保護者への連絡をします。

登下校中に地震が発生した場合

- ・揺れが収まったところでその場から直ちに帰宅し、待機する。
- ・帰宅困難な場合は、避難所に指定されている場所へ避難し、待機する。